

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第73号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第3条関係）</p> <div data-bbox="147 523 1081 576" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する<u>もの</u>をいう。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <div data-bbox="1155 523 2089 576" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する<u>学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。